

令和7年12月時点

## 【医療機関・薬局の方々へ】

**外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）において  
モバイル端末等を用いたオンライン資格確認が可能になりました**

厚生労働省保険局

## 【目次】

1. 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）における  
オンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

## 【目次】

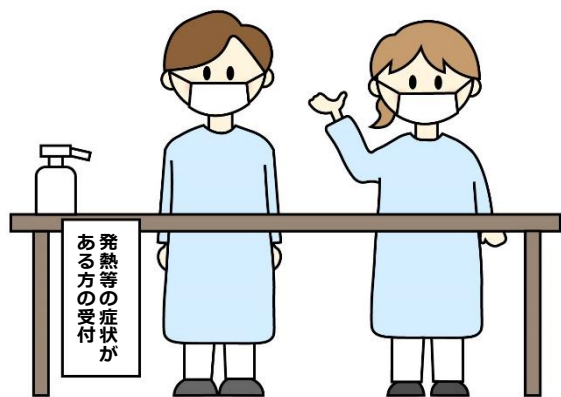
1. 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）における  
オンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

## 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

通常とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合や、機器（顔認証付きカードリーダー）故障時や、車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合等には、モバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能になります。

通常とは異なる動線の主な利用用途としては以下のケースが考えられます。

①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース



②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を病室において実施するケース



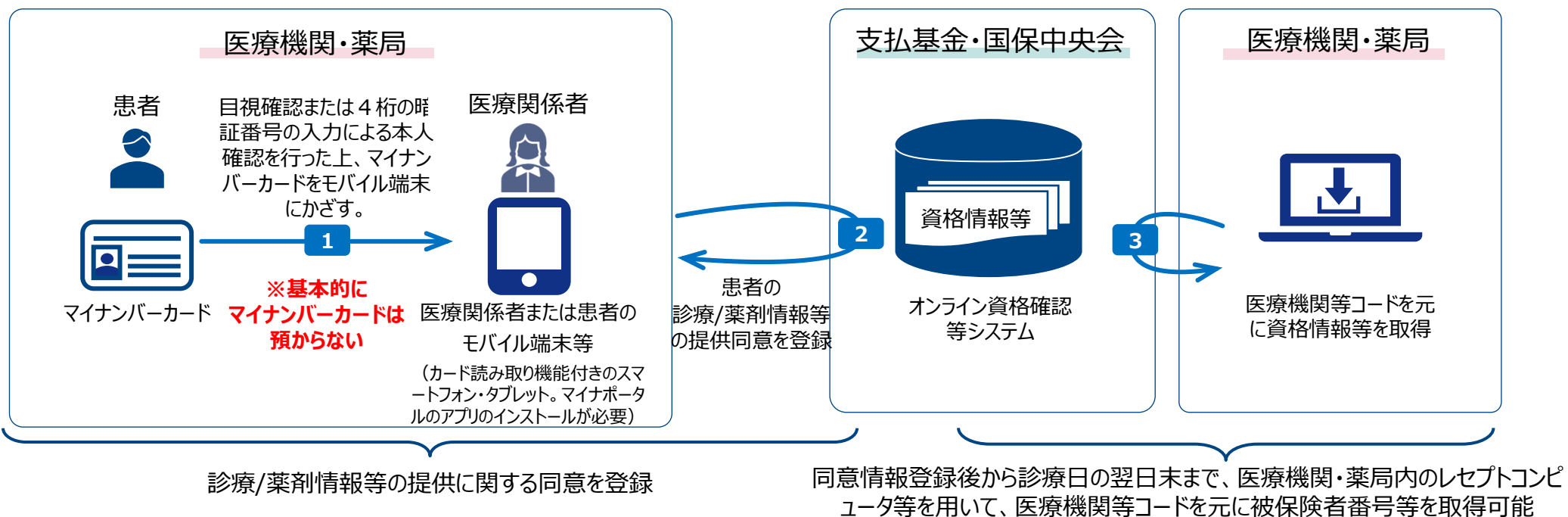
③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース



# 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認の仕組みでは

- マイナンバーカードとモバイル端末等を用いることで、資格情報等の取得が可能となります。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意情報登録後から診療日の翌日未まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



## レセプトコンピュータ等にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名称
- 負担割合情報

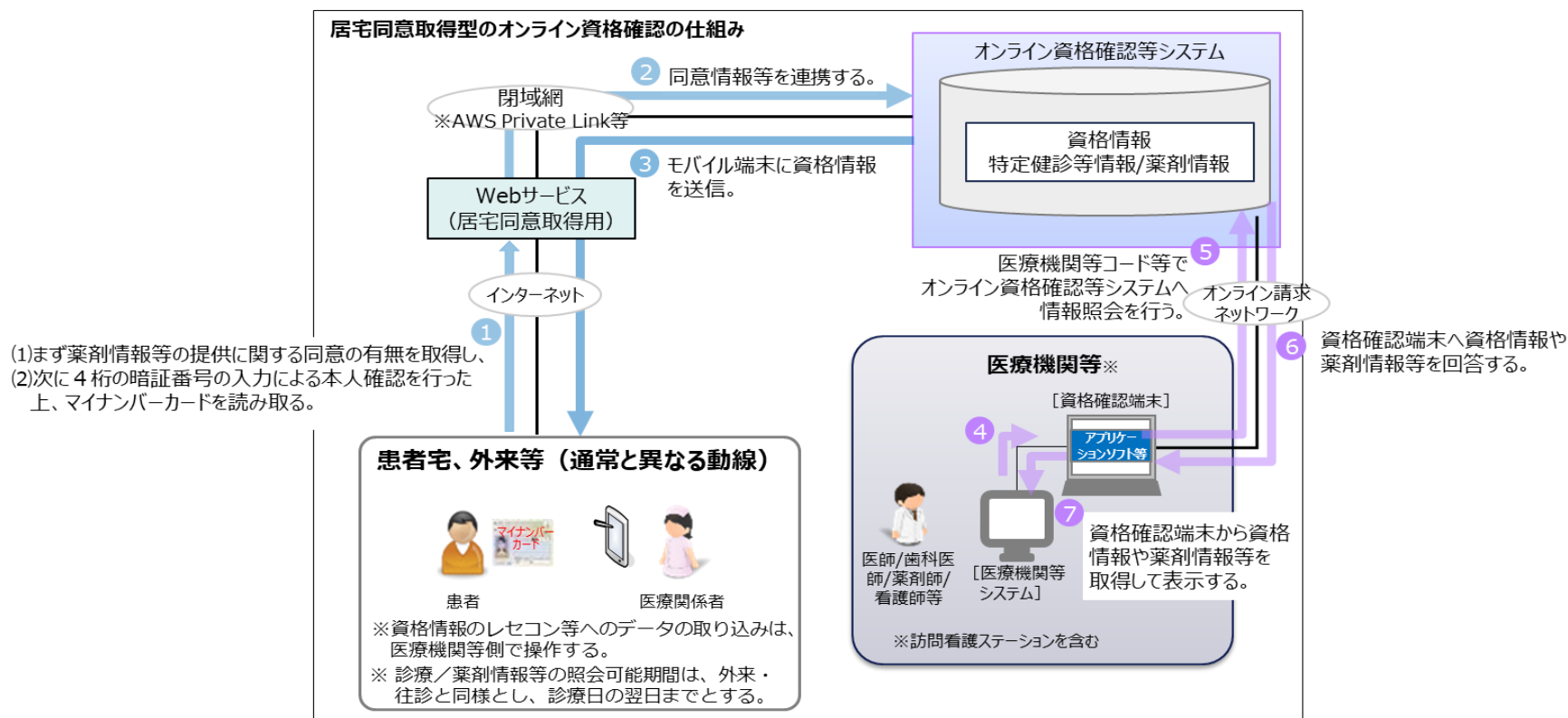
※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。

詳細は以下リンクからご確認ください。

[医療扶助の導入・運用方法](#)

# (参考) 医療機関等の通常とは異なる動線で資格確認を行う場合の居宅同意取得型の活用について

- 訪問診療等の場合、在宅の患者のマイナンバーカードを医療機関等の端末で読み取って資格確認を行う、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用している。
- 通常とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、この居宅同意取得型を活用してオンライン資格確認を行うことが可能。訪問診療等と同様に、医療機関等の端末を活用するほか、オンライン診療での受診の際には患者本人の端末で同意登録・本人認証を行っていることも踏まえ、患者の端末も活用可能とする。  
 患者の端末を活用する場合には、オンライン診療と同様、窓口で本人確認を行うこととした上で、自宅や医療機関の駐車場等、遠隔で活用することも可能とする。主な利用用途としては以下の場合が考えられる。
  - 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で受付や診療を行う場合
  - 緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認や、長期入院時に毎月の資格確認を病室において実施する場合
  - 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っている場合 など



# (参考) 顔認証付きカードリーダーの故障時等における 居宅同意取得型の活用について

- 訪問診療等や通常とは異なる動線で資格確認を行う場合、患者のマイナンバーカードをモバイル端末等で読み取って資格確認を行う、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用している。
- 令和7年4月より、医療機関等の窓口において、顔認証付きカードリーダーの故障や患者が顔認証付きカードリーダーの操作ができない等の理由により、資格確認ができない場合についても居宅同意取得型を利用してオンライン資格確認を行うことが可能。

## 顔認証付きカードリーダーの 故障時等

患者

医療機関職員



マイナンバーカードを  
モバイル端末等にかざす



マイナンバーカード



医療機関の  
モバイル端末等

- ※外来診療等（通常とは異なる動線）と同様の機能を利用する。
- ※資格情報のレセコン等へのデータの取り込みは、医療機関等側で操作する。
- ※診療/薬剤情報等の照会可能期間は、診療日の翌日までとする。

主な利用用途として、

- 顔認証付きカードリーダーの故障時
  - 車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合 など
- を想定。

- (1) まず薬剤情報等の提供に関する同意の有無を取得し、
- (2) 4桁の暗証番号の入力のみならず、**目視確認**による本人確認を行った上で、マイナンバーカードを読み取る。

- 外来診療等（通常とは異なる動線）において、目視確認による本人確認を可能とする仕組みを実装。
- 顔認証付きカードリーダーの故障時等においても同様の機能を用いてオンライン資格確認を行うことを想定。






## (参考) 薬剤情報等、特定健診情報の照会可能期間

- 各業態ごとの同意取得方法や照会可能期間は以下の通り。

業態	同意取得方法	照会可能期間
医療機関等の通常の窓口	顔認証付きカードリーダー IC カードリーダー(資格閲覧端末接続)	同意情報登録後24時間
医療機関等の通常の窓口とは異なる動線 (機器故障時等を含む)	マイナ在宅受付Web マイナ資格確認アプリ(通常とは異なる動線)	同意情報登録後から診療日の翌日23時59分まで
訪問診療等	マイナ在宅受付Web マイナ資格確認アプリ(訪問診療等)	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ (毎月訪問診療等(保険診療)が行われていることが レセプト請求の審査結果から確認できる間) ※患者による同意取消しがなされない限り
往診	マイナ在宅受付Web マイナ資格確認アプリ(訪問診療等)	同意情報登録後24時間
オンライン診療等	マイナ在宅受付Web	同意情報登録後から診療日の翌日23時59分まで※ ※予約(同意)取消しがなされない限り

# (参考) オンライン資格確認における本人確認方法について

○ 患者の本人確認に用いる機器や認証方法が異なります。

	外来診療 (通常動線)	外来診療等 (通常とは異なる動線・ 機器故障時等)	訪問診療・ 訪問服薬指導等	オンライン診療・ オンライン服薬指導	義務化対象外機関
機器	医療機関・薬局の 顔認証付きカードリーダー  	医療機関・薬局または患者の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ在宅受付Web」または 「マイナ資格確認アプリ (居宅 同意取得型)」にアクセス※4  	医療機関・薬局の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ在宅受付Web」または 「マイナ資格確認アプリ (居宅 同意取得型)」にアクセス  	患者の モバイル端末やパソコンで 「マイナ在宅受付Web」 にアクセス  	医療機関・薬局の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ資格確認アプリ (資格 確認限定型)」にアクセス  
認証方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顔認証</li> <li>✓ 4桁の暗証番号</li> <li>✓ 目視確認※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 4桁の暗証番号</li> <li>✓ 目視確認※1、3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 4桁の暗証番号</li> <li>✓ 目視確認※1、2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 4桁の暗証番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 4桁の暗証番号</li> <li>✓ 目視確認※1</li> </ul>

※ 1 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

※ 2 訪問診療等において令和6年10月より、目視確認することで資格情報の確認ができるアプリケーション (マイナ資格確認アプリ (居宅同意取得型)) を配信

※ 3 外来診療等 (通常とは異なる動線・機器故障時等) において令和7年4月より、目視確認することで資格情報の確認ができるアプリケーション (マイナ資格確認アプリ (居宅同意取得型)) を配信

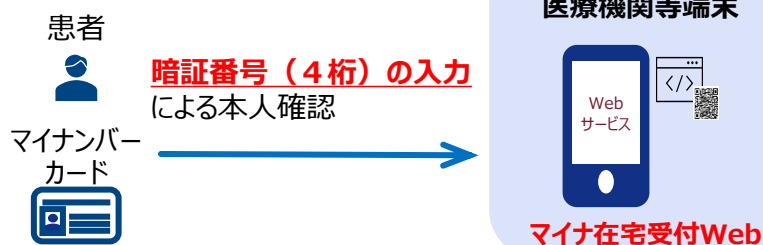
※ 4 マイナ資格確認アプリの場合は医療機関・薬局の端末のみで利用可能

# 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等） オンライン資格確認（暗証番号を用いない資格確認）

令和7年4月に、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで資格情報の確認ができるようになりました。

## オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入後

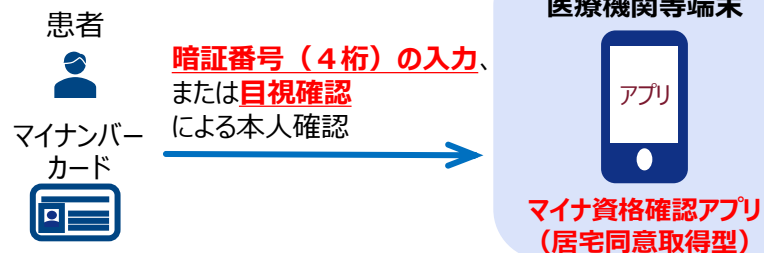
- モバイル端末等からWebサービス（マイナ在宅受付Web）にアクセスして資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、暗証番号（4桁）の入力による本人確認。



- 資格確認の方法
- ノートPC
  - スマートフォン
  - タブレット ※iPadは未対応
- 対応デバイス

## 令和7年4月に実装

- モバイル端末等からアプリ（マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型））を用いて資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、暗証番号（4桁）の入力、またはマイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）することによる本人確認。



- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット **※iPadに対応**

※ 引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません。

# 「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ(居宅同意取得型)」の違いについて

外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）では「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」のどちらもご利用いただけます。資格確認の方法や対応デバイスが異なりますので、ご利用したい機能やお手持ちの端末に応じてご利用ください。

## マイナ在宅受付Web（令和5年11月～）

## マイナ資格確認アプリ（令和7年4月～）

本人確認の方法

- ・ **暗証番号（4桁）の入力**による本人確認。

- ・ **暗証番号（4桁）の入力**、または**マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認。

対応デバイス  
(端末)

- ・ ノートPC
- ・ スマートフォン
- ・ タブレット ※iPadは未対応

- ・ ノートPC
- ・ スマートフォン
- ・ タブレット **※iPadに対応**

**「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」では利用可能な端末が異なります。**詳細は以下URLからご確認ください  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011665](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011665)

ご利用方法

P12～15を参照  
※詳細な手順は以下URLからご確認ください  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011365](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365)  
2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら  
> ③ 操作マニュアル  
> G：マイナ在宅受付Webについての操作手順

P16～22を参照  
※詳細な手順は以下URLからご確認ください  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011365](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365)  
2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら  
> ③ 操作マニュアル  
> H：マイナ資格確認アプリのセットアップ作業と使い方

※マイナ資格確認アプリではマイナンバーカードの健康保険証利用登録が可能です

- 「マイナ在宅受付Web」ご利用の場合



# 「マイナ在宅受付Web」の利用

## 医療機関・薬局での事前準備①：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

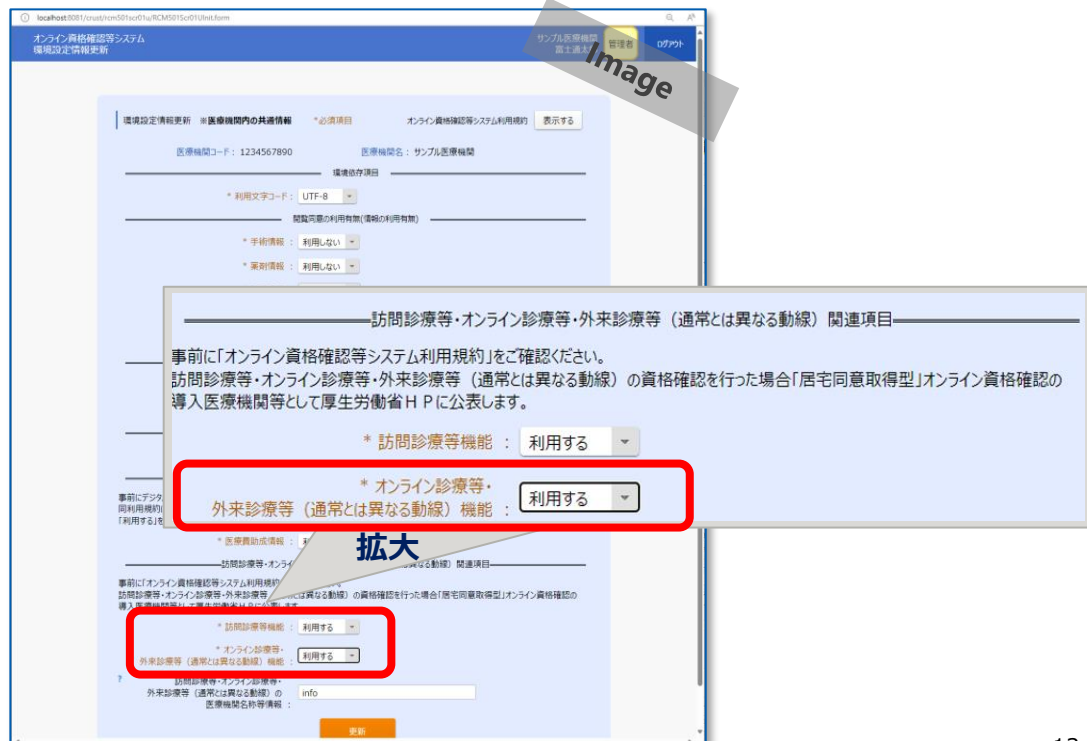
- 各医療機関・薬局の事前準備として、各医療機関等の管理者により、「**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**》を「利用する」に変更してください。

### 医療機関・薬局での事前準備①

①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く  
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**》を「利用する」に変更





# 「マイナ在宅受付Web」の利用 「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順



## (医療機関等の端末)

- ① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス



## (患者の端末)

- ① 来院時、もしくは事前に連携されたURLや二次元コードを読み取り、患者のモバイル端末等から「マイナ在宅受付Web」へアクセス



患者

## (医療機関等・患者端末共通)

- ② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者同意の有無を選択
- ③ 4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをかざす
- ④ 同意登録が完了

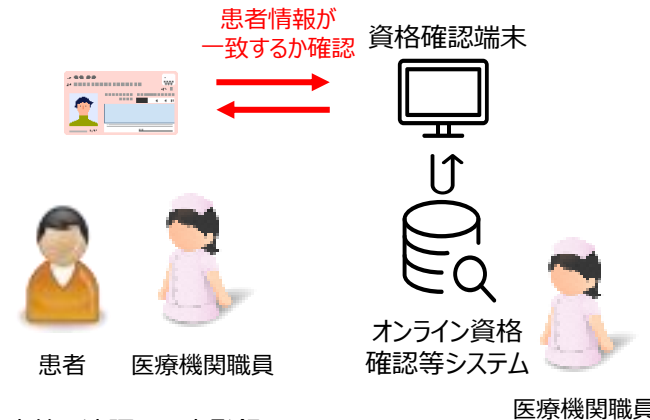


## (患者の端末の場合のみ)

- ⑤ 顔写真付き身分証で本人確認を行う

## (医療機関等・患者端末共通)

- ⑥ オンライン資格確認等システムから資格情報等取得する



- ※ 自宅等の遠隔で同意登録・本人認証を行った場合は、原則本人確認が必要
- ※ 再診等で本人であることが自明の場合は除く

医療機関職員

※ URLまたは二次元コードの連携方法としては以下を想定

- 二次元コードを紙に印字して配布
- 医療機関等のHP上にURLや二次元コードを記載
- 予約システム等にURLを記載

- 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」  
ご利用の場合



# 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」の利用 医療機関・薬局での事前準備①：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 各医療機関・薬局の事前準備として、各医療機関等の管理者により、「**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能**》を「利用する」に変更してください。

## 医療機関・薬局での事前準備①

①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く  
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）機能》を「利用する」に変更



# 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」の利用 医療機関・薬局での事前準備②：アクティベーションコードの発行



- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただく場合は、各医療機関・薬局の事前準備としてモバイル端末の初期設定する必要があります。初期設定を行うためには、まず、資格確認端末のオンライン資格確認等システムからアクティベーションコードを発行します。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーション管理》をクリックします。
- 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。
- アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

## 医療機関・薬局での事前準備②

### ① 資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリック



### ② 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリック



Aさんがスマホ1、スマホ2を、  
Bさんがタブレットを使用する場合の  
端末識別メモ情報の設定例

- ①：Aのスマホ1
- ②：Aのスマホ2
- ③：Bのタブレット

※複数台発行する場合は  
1台ごとに発行をクリックする必要があります

### ③ アクティベーションコードが発行される

※発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用



## 【手順書・マニュアル】の一覧

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」を参照



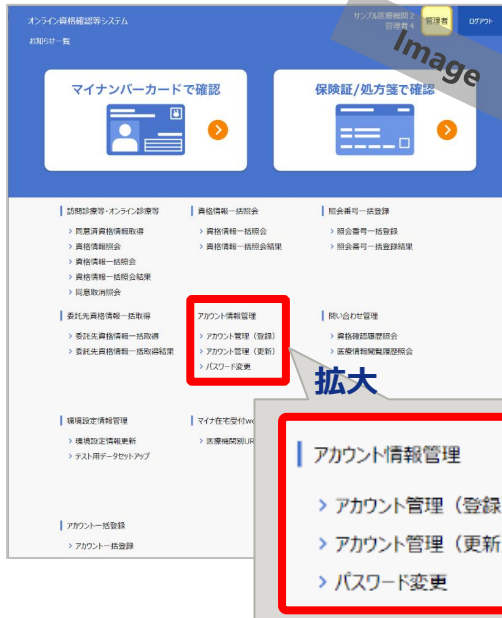
# 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」の利用 医療機関・薬局での事前準備③：一般または医療情報閲覧アカウントの作成

- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただくためには「一般アカウント」または「医療情報閲覧アカウント」を作成する必要があります。複数端末でアプリを利用する場合は、利用する端末分のアカウントを作成してください。
- オンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリックします。
- 権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名（カナ）、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。
- 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。

## 医療機関・薬局での事前準備③

### ①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリック



### ②各項目を入力し、《登録》をクリック



入力内容	
入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザーID	任意の半角英数字を入力 ※ 2桁以上 8桁以下
ユーザー名	任意の名称を入力
ユーザー名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

### 「手順書・マニュアル」の一覧

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第2章 アカウントを管理する」の「2 アカウントを登録する」を参照



# 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」の利用 医療機関・薬局での事前準備④：マイナ資格確認アプリの初期設定

- 医療機関・薬局のモバイル端末等にApp StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロードします。
- マイナ資格確認アプリの利用規約を確認・同意します。
- 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリックします。
- 今後「マイナ資格確認アプリ」のログイン時に使用する4桁のパスコードを入力し、初期設定の完了です。

## 医療機関・薬局での事前準備④

### ①App StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード



iOS



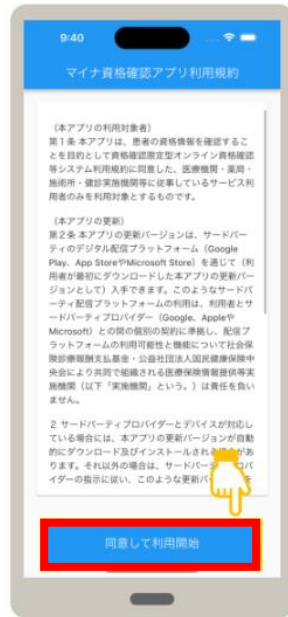
Android



Windows



### ②利用規約を確認・同意



### ③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック



入力内容	
入力情報	説明
機関コード	10桁の医療機関等コード
ID	オンライン資格確認等システム「一般アカウント」「医療機関情報閲覧アカウント」アカウントのID
パスワード	オンライン資格確認等システム「一般アカウント」「医療機関情報閲覧アカウント」アカウントのパスワード
アクティベーションコード	オンライン資格確認等システムから発行したアクティベーションコード

### ④ログイン時のパスコードを入力



## 「手順書・マニュアル」の一覧

医療機関等向け\_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方を参照

# 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」の利用 初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（1/2）



- マイナ資格確認アプリでの資格確認において、（1）薬剤情報等の提供に関する同意取得、（2）マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 医療機関等のモバイル端末等から医療関係者が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインします。
- 薬剤情報等の提供について、患者において同意の有無を選択します。（1）なお、医療関係者が画面を見せながら患者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 患者において、登録する同意情報の内容を確認します。（1）

## 患者宅等

① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、医療関係者が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインする



## 薬剤情報等の提供に関する同意取得

② 薬剤情報等の提供について、患者において同意の有無を選択



※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

# 「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」の利用 初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（2/2）



- 医療関係者がマイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）または、患者が4桁の暗証番号を入力し、患者がマイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）。（2）なお、医療関係者が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、医療関係者は患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

## 本人確認

- ③医療関係者がマイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）または、患者が4桁の暗証番号を入力し、患者がマイナンバーカードをかざす

### 目視による本人確認

設定中の本人確認の方法

マイナンバーカードの券面で目視確認



### 暗証番号認証



## 同意登録、資格確認

- ④同意登録が完了、医療関係者が資格情報を確認



- ※ 目視による本人確認と暗証番号認証を切り替える場合は、同意設定画面右上の⚙️より設定を変更してください
- ※ 患者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようご注意ください。

- 「マイナ在宅受付Web」  
「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）」  
資格情報の確認・再照会の手順

# 資格情報取得後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、医療機関等のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に患者の被保険者番号等を取得できます。また、医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録することで次回以降の照会をスムーズに行うことができます。

## 資格情報の照会・結果確認

### ①レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認

患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・技番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号 1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号 2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

## 照会番号登録

### ②医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録し、 次回の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

# 「照会」の手順

- 患者の最新の資格情報と患者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードをしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。患者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

## 患者情報をアップロード

①レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



## 照会結果を確認・ダウンロード

②アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



## 薬剤情報等の閲覧

③レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、患者の情報を検索



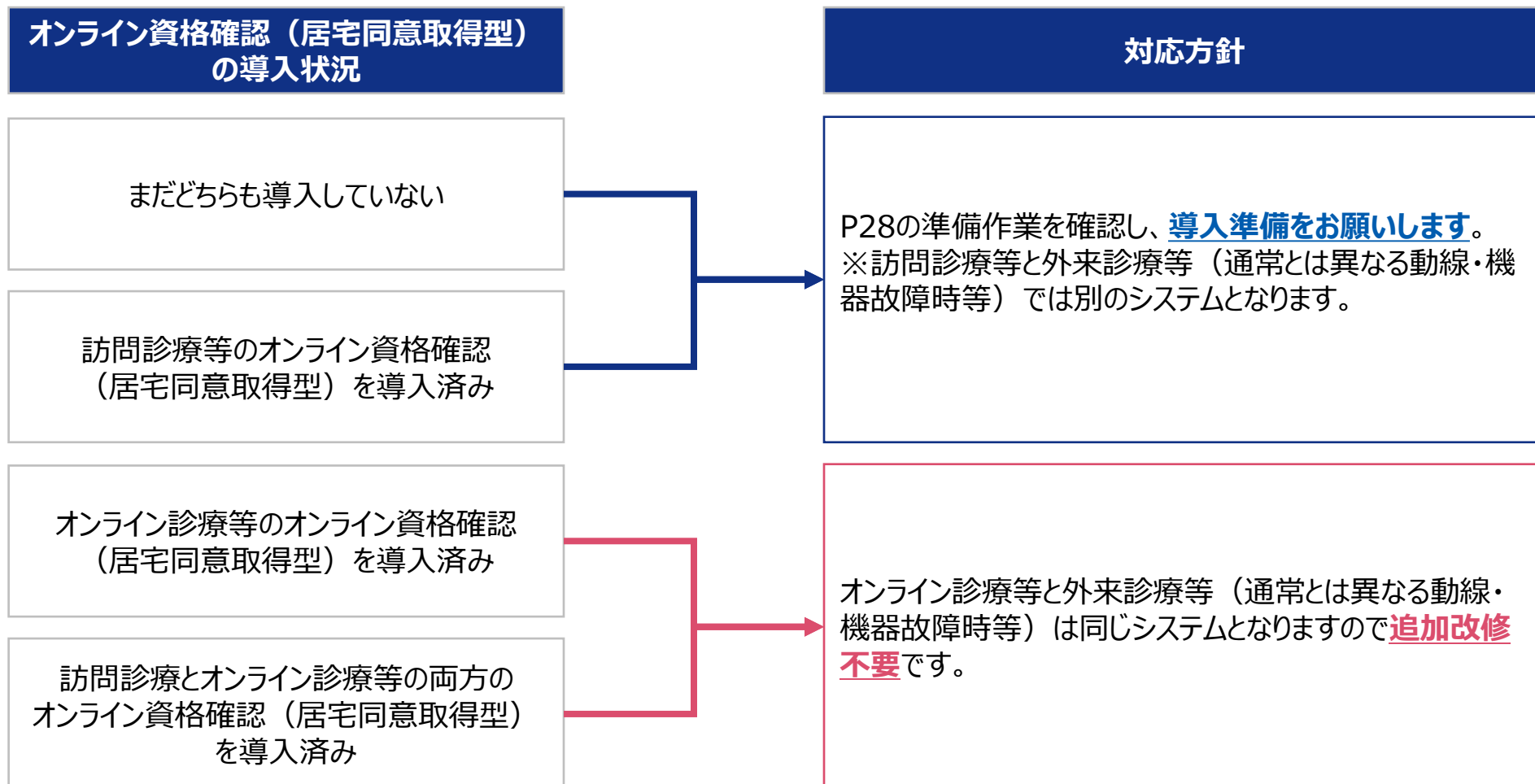
※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。  
「手順書・マニュアル」の一覧

## 【目次】

1. 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）における  
オンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

# オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について

- 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）については、オンライン診療等と同様のシステムとなるため、オンライン診療等のシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要です。マイナンバーカードを読み取るためのモバイル端末等の購入やレセプトコンピュータの改修については補助金が利用できますので必要に応じてご準備ください。



# オンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用開始に向けた準備作業の概要

## 1.

### 見積依頼・発注

#### 1-1

#### 見積のご相談・ご依頼

システム導入の実態を踏まえた見積依頼を行ってください

#### ◆主な見積対象



モバイル端末等  
(現在お使いの業務端末も併用可)



レセプトコンピュータ  
(機能追加のためのシステム改修)

<  チェックリスト >

- 見積のご相談・ご依頼

#### 1-2

#### 発注

システム事業者から受領した見積内容を確認し、発注を行ってください

#### ◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注 (契約)

<  チェックリスト >

- 発注

## 2.

### 導入・運用準備

#### 2-1

#### 導入

居宅同意取得型に対応するためのレセプトコンピュータ等の機能追加に係る改修を実施し、運用テストを行ってください

#### ◆導入準備例



レセプトコンピュータの機能追加のための改修

<  チェックリスト >

- レセプトコンピュータ等の機能追加のための改修
- 運用テスト

#### 2-2

#### 運用準備

オンライン資格確認の導入を踏まえ、業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください

#### ◆運用準備例



業務等の変更点の確認

<  チェックリスト >

- 業務等の変更点の確認

## 3. 補助金申請 (導入完了後)

#### 3-1

#### 補助金申請

ポータルサイト等の掲載内容を確認し、ポータルサイトを通じて補助金の申請を行ってください

#### ◆補助金申請方法



ポータルサイトから申請

※【機器故障時等】における補助金申請の受付開始は令和7年7月頃を予定

<  チェックリスト >

- 必要書類の受領/準備(領収書等)
- 補助金申請

上記は一般的な準備のステップとなります。各医療機関・薬局におけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、詳細はシステム事業者へご確認ください！

※各準備作業内容における詳細は、「【医療機関・薬局の方々へ】外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等） | オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」をご参照ください。



# 居宅同意取得型の資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

## 1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
  - ① 顔認証付きカードリーダーの故障時等にマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
  - ② レセプトコンピュータの改修

## 2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (居宅同意取得型で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

## 3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月31日まで

※ 既に通常とは異なる動線での居宅同意取得型の利用について補助を受けている医療機関等は、追加の改修を行わなくても、機器故障時等において居宅同意取得型の利用が可能であり、追加での補助対象となりません。

# ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるページを設けています。定期的に本ポータルサイトへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。



The screenshot shows the homepage of the portal site. At the top, there is a banner with the text "オンライン資格確認システムの利用拡大が始まっています!" (Expansion of online qualification confirmation system usage has begun!). Below the banner is a navigation menu with the following items:

- 重要なお知らせ (Important notices)
- 共通KB お知らせ (Common KB notices)
- 新規ユーザー登録はこちら (New user registration here)
- ログインはこちら (Login here)
- お知らせ (Notice)
- よくある質問 (Frequently asked questions)
- お問い合わせ先 (Contact us)
- オンライン資格確認 (Online qualification confirmation)
- 電子処方箋管理サービス (Electronic prescription management service)
- 電子カルテ (Electronic medical records)

At the bottom, there is a contact information section:

お問い合わせ先  
○オンライン資格確認等コールセンター 0900-080-4583 (通話料無料)  
月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日 (祝日を除く) 8:00～16:00

【その他お問い合わせ先】

○オンライン請求に関するお問い合わせ先	「オンライン請求関係相談窓口」	【各種リンク】
○システムベンダー・事業者向けお問い合わせ先	「医療機関等ONS」	○プライバシーポリシー
○メールでのお問い合わせ		○ポータルサイト利用規約
		○関連サイトへのリンク

社会保険診療報酬支払基金 (情報化企画部・情報化支援部)  
国民健康保険中央会 (番号制度対策本部)

Copyright © Health Insurance Claims Review & Reimbursement services. All Rights Reserved.

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です



# お問い合わせ先のご案内

## オンライン資格確認等 コールセンター

### 電話



- **営業時間:** 平日8:00~18:00 土曜日8:00~16:00 (いずれも祝日を除く)
- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)  
※ お問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いします。

### お問い合わせフォーム



- **操作手順**  
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。  
※ 回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

## 【目次】

1. 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）における  
オンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要
3. よくあるご質問

## よくあるご質問

### Question

Q1. 患者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？

A. マイナンバーカードを保有していない場合は、資格確認書により資格確認を行うこととなります。

Q2. 患者から診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得可能な期間はどのぐらいですか？

A. 患者の同意情報登録後から診療日の翌日23時59分まで、診療/薬剤情報、特定健診情報を取得できます。

Q3. 薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。

A. 薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、患者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または患者の同意がなかった場合は、提供されません。

## <参考>用語集

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、患者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	医療機関等の通常とは異なる動線でオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・タブレット等の端末。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム・オンライン請求システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。 支払基金と共にオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
システム事業者	医療機関・薬局のシステム（レセプトコンピュータ/医事会計システム等）の開発・導入事業者。
マイナ在宅受付Web	訪問診療等・オンライン診療等（医療機関等の通常とは異なる動線や顔認証付きカードリーダー等の機器の故障時等に資格確認を行う場合を含む。）において、本人確認を暗証番号により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等を可能とするインターネット上におけるオンライン資格確認用Web サービス。
マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）	訪問診療等・通常とは異なる動線や機器故障時等の資格確認において、本人確認を暗証番号又は目視確認により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等並びに患者の資格情報の取得等をインターネットを通して可能とするアプリケーション。